載した用紙を別紙として添付する。

６　第50条の３第１項に規定する配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「補完の内容」の欄に「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補完事項を指摘する。

７　同時に２以上の手続補完書を提出するときは、その手続補完書に、「手続補完書(1)」、「手続補完書(2)」のように番号をつけて区別し、同時に２以上の手続補充書を提出するときは、その手続補充書に、「手続補充書(1)」、「手続補充書(2)」のように番号をつけて区別する。

８　その他は、様式第１の備考１から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第２の３の備考１、３及び４並びに様式第11の７の備考３と同様とする。

様式第12の２（第24条、第29条の２、第29条の３、第29条の６、第29条の７及び第29条の８関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

１　Identification of the International Application

２　Applicant (Common Representative)

　　Name :　　Signature_____

　　Address :

　　Country of nationality :

　　Country of residence :

３　Agent

　　Name :　　Signature_____

　　Address :

４　Date of Invitation

５　Item to be Corrected

６　Subject Matter of Correction

７　List of Attached Documents

〔備考〕

１　「Item to be Corrected」の欄には「Box No. Ⅱ APPLICANT of the Request」のように補完をする書類名と補完をする箇所を記載する。また、第29条の２第１項の規定による命令に基づき又は第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは「DESCRIPTION and CLAIMS」のように補充する書類名を記載する。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「Claim 3 of the CLAIMS」のように補充する書類名及び箇所を記載する。

２　「Subject Matter of Correction」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の２第１項の規定による命令に基づき及び第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の８第１項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。

３　第50条の３第１項に規定する配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは「Subject Matter of Correction」の欄に「As per the attached Magnetic Disk」のように記載するとともに補正事項を指摘する。

４　補完事項を別紙を用いて表示するときは、「Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheets」と記載し、補完事項を記載した用紙を別紙として添付する。

５　その他は、様式第１の備考１から５まで、９、13、14、20及び21、様式第１の２の備考１から５まで、７及び８、様式第２の３の備考１、様式第２の４の備考２及び３、様式第11の７の備考３並びに様式第12の備考４及び６と同様とする。